

令和3年4月1日
株式会社 但馬銀行

お客さま各位

ATM利用手数料改定にともなうカード規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当行では、令和3年7月1日（木）より、たんぎんカード規定等について下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

記

一、対象規定

規定名	改定箇所
たんぎんカード規定（個人のお客さま用）	6.（自動機利用手数料等）
たんぎんカード規定（法人のお客さま用）	6.（自動機利用手数料等）
たんぎんICキャッシュカード規定（個人のお客さま用）	7.（自動機利用手数料等）
たんぎんICキャッシュカード規定（法人のお客さま用）	7.（自動機利用手数料等）

二、改定内容（例：たんぎんカード規定（個人のお客さま用））

コンビニATMおよびゆうちょ銀行ATMでの預金の預入れ時に手数料を設定させていただくことにともない、次のとおり改定します。

【カード規定等の改定部分新旧対象表】（下線は変更部分）

改定前	改定後
<p>6.（自動機利用手数料等）</p> <p>(1) 当行および提携先の支払機または振込機を使用して<u>預金を払戻す場合には</u>、当行および提携先の所定の支払機・振込機利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。</p> <p>(2) 前記(1)の自動機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しなしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。</p>	<p>6.（自動機利用手数料等）</p> <p>(1) 当行および提携先の<u>預金機、</u>支払機または振込機を使用して<u>預金の預入れまたは払戻しをする場合には</u>、当行および提携先の所定の<u>預金機・支払機・振込機</u>利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。</p> <p>(2) 前記(1)の自動機利用手数料は、預金の<u>預入れ時、</u>払戻し時に通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しなしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。</p>

<p>(3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。</p>	<p>(3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。</p>
--	--

三、改定日

令和3年7月1日（木）

以 上